

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 災害復旧支援事業のためのグループ企業の寄付

##### 《内容》

A社が属するグループ会社では、このたび災害復旧の支援事業を行うある地方公共団体に寄附を行うこととしました。その寄附金はグループ各社が規模に応じて負担し、グループ親会社に取りまとめて寄附をします。

この場合、A社が親会社に支払った寄附金は、仮に親会社がまだ取りまとめ中で地方公共団体に寄附をしていない場合であっても、A社にとっては現に支出済みのものですから、当期の寄附金として処理してよいでしょうか。

### 『答』

寄附金は現金支出ベースでとらえるとすれば、ご質問の親会社に支払った寄附金は、親会社がまだ地方公共団体に寄附をしていないとすれば、A社にとっても寄附金を支出したことにはならないものと疑義が生じますが、A社にとっては現に支出済みのものですから、当期の寄附金として認められると捉えられます。

### (解説)

- 1 法人が各事業年度において支出した寄附金のうち、所定の損金算入限度額を超える部分の金額は、損金の額に算入されません（法法37①）。ただし、国・地方公共団体に対する寄附金と財務大臣の指定した寄附金は全額損金算入され（法法37③）、社会福祉法人などの特定公益増進法人等に対する寄附金については、損金算入限度額に特例が認められています（法法37④、措法66の11の2、66の12）。
- 2 このいわゆる寄附金の損金不算入額の特例を定めた法人税法第37条第1項は「内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額……」と規定されており、「支出した寄附金」とは、法人が寄附金を現に支払った事業年度において支出したものをいい（法基通9-4-2の3）、法人が寄附を約束したとしても、寄附金はその支払がされるまでの間、なかったものとされています（法令78①）。この「支払」とは現実に寄附金を支払ったことをいいますから、仮に寄附金の支払のため手形を振り出しても、現実に支払ったことにはならず（法基通9-4-2の4）、手形が落ちたときに寄附金になります。

3 このように、寄附金は現金支出ベースでとらえるとすれば、ご質問の親会社に支払った寄附金は、親会社がまだ地方公共団体に寄附をしていないとすれば、A社にとっても寄附金を支出したことにはならないものと疑義が生じますが、法人が各事業年度において支払った寄附金の額を仮払金等として経理した場合には、その寄附金はその支払った事業年度において支出したものとされている（法基通9-4-2の3）こと等を考えますとA社としては現に支出済のものですから、当期の寄附金として認められると捉えられます。

つまり、その寄附金はグループ各社が負担し、親会社を取りまとめて寄附をするということからすれば、親会社は単に窓口事務を行っているにすぎず、親会社が寄附金を支出したか、しないかの法的効果はグループ各社に直接帰属すると考えることもできます。

なお、ご質問の地方公共団体に対する寄附金は、親会社単独ではなく、グループ各社が共同して寄附をするものであることが説明できるよう、明確にしておくことが必要と思います。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。